

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	子ども医療費助成に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上野原市は子ども医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

上野原市長

## 公表日

令和5年12月11日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども医療費助成に関する事務
②事務の概要	<p>上野原市子ども医療費助成に関する条例等の規定に則り、子どもの健やかな成長に寄与するとともに、医療負担の軽減を図ることを目的として行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する [受給資格管理に関する事務]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 資格要件該当(出生、転入)により受給者の資格取得の管理を行う。</li><li>・ 申請により受給者の資格取得の管理を行う。</li><li>・ 申請により受給者の資格更新の管理を行う。</li><li>・ 転出、死亡、保険喪失等により、受給者でなくなる者の資格喪失の管理を行う。</li><li>・ 資格要件非該当により受給者でなくなる者の資格喪失の管理を行う。</li><li>・ 格得喪記録の履歴管理を行う。</li><li>・ 受給者証の発行を行う。</li><li>・ 官公署等に対する必要な資料等の作成</li></ul> <p>[医療費自己負担分助成に関する事務]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 申請された医療費の情報をもとに医療報酬明細書の管理を行う。</li><li>・ 請求された医療費の情報をもとに医療報酬明細書の管理を行う。</li><li>・ 助成する医療費の払い込みを行う。</li></ul>
③システムの名称	福祉医療システム、中間サーバー、統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
福祉医療管理台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表第一 56項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第14号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部子育て保健課
②所属長の役職名	子育て保健課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	上野原市福祉保健部子育て保健課 〒409-0112 山梨県上野原市上野原3163番地 電話番号 0554-62-4134
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	上野原市福祉保健部子育て保健課 〒409-0112 山梨県上野原市上野原3163番地 電話番号 0554-62-4134

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ O ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ O ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月30日	I-5-② 所属長	福祉課長 水越 章	福祉課長 野崎 広仁	事後	
平成29年6月30日	II-1 いつ時点の計数か	平成26年10月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年6月30日	II-2 いつ時点の計数か	平成26年10月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年6月30日	I-5-② 所属長	福祉課長 野崎 広仁	福祉課長 久島 和夫	事後	
平成30年6月30日	I-7 請求先	上野原市福祉保健部福祉課 〒409-0192 山梨 県県上野原市上野原3832番地 電話番号 0554-	上野原市福祉保健部福祉課 〒409-0112 山梨 県県上野原市上野原3163番地 電話番号 0554-	事後	
平成30年6月30日	I-8 連絡先	上野原市福祉保健部福祉課 〒409-0192 山梨 県県上野原市上野原3832番地 電話番号 0554-	上野原市福祉保健部福祉課 〒409-0112 山梨 県県上野原市上野原3163番地 電話番号 0554-	事後	
平成30年6月30日	II-1 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年6月30日	II-2 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和1年6月30日	I-5-② 所属長	福祉課長 久島 和夫	子育て保健課長	事後	
令和1年6月30日	I-7 請求先	上野原市福祉保健部福祉課 〒409-0192 山梨 県県上野原市上野原3832番地 電話番号 0554-	上野原市福祉保健部子育て保健課 〒409-0112 山梨県県上野原市上野原3163番地 電話番号 05	事後	
令和1年6月30日	I-8 連絡先	上野原市福祉保健部福祉課 〒409-0192 山梨 県県上野原市上野原3832番地 電話番号 0554-	上野原市福祉保健部子育て保健課 〒409-0112 山梨県県上野原市上野原3163番地 電話番号 05	事後	
令和1年6月30日	II-1 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月30日	II-2 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和2年6月30日	II-1 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年6月30日	II-2 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	II-1 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	II-2 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和4年12月7日	II-1 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年12月7日	II-2 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年12月11日	I-1-③ システムの名称	福祉医療システム、宛名システム、統合宛名システム	福祉医療システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム	事後	
令和5年12月11日	II-1 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年12月11日	II-2 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	